ニ　第十二条の七第十五項第四号ニ及び第六号ホ並びに第十六項第三号ホ、第四号ホ及び第五号への規定による粒子状の物質等の除去を行つた年月日

ホ　第十二条の七第十五項第四号チ及び第六号リ並びに第十六項第三号リ、第四号ト及び第五号ヌの規定による測定に関する次に掲げる事項

(1)～(4)　（略）

五～七　（略）

（産業廃棄物処理施設の設置者に係る一般廃棄物処理施設の設置についての特例の対象となる一般廃棄物）

第十二条の七の十六　法第十五条の二の五第一項の環境省令で定める一般廃棄物は、次の各号に掲げる産業廃棄物処理施設の種類に応じ、当該各号に定める一般廃棄物（当該産業廃棄物処理施設に係る法第十五条第一項の許可に係る産業廃棄物と同一の種類のものに限る。）とする。

一～五　（略）

五の二　令第七条第十四号イに掲げる産業廃棄物の最終処分場　基準不適合水銀処理物

六　令第七条第十四号ハに掲げる産業廃棄物の最終処分場　燃え殻、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動物若しくは植物に係る固形状の不要物、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず、陶磁器くず、コンクリートの破片その他これに類する不要物、動物のふん尿、動物の死体若しくはばいじん又はこれらの一般廃棄物を処分するために処理したものであつてこれらの一般廃棄物に該当しないもの（特別管理一般廃棄物であるものを除く。）、基準適合水銀処理物

2　（略）

（産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物に係る届出）

第十二条の七の十七　法第十五条の二の五第一項の環境省令で定める事項は、次のとおりとする。

一～三　（略）

四　産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類（当該施設が前条第一項第四号の二に掲げる施設である場合にあつては、石綿含有産業廃棄物を処理する旨）

五～七　（略）

八　産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類ごとの処理量（当該施設が前条第一項第四号の二に掲げる施設である場合にあつては、石綿含有一般廃棄物の処理量を含み、当該施設が前条第一項第五号の二又は第六号に掲げる施設（水銀処理物に係るものに限る。）である場合にあつては、水銀処理物の処理量を含む。）の見込み

2・3　（略）

4　都道府県知事は、法第十五条の二の五第一項の規定による届出を受理したときは、次に掲げる事項を記載した受理書を当該届出をした者に交付するものとする。

一～三　（略）

四　産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類（当該施設が前条第一項第四号の二に掲げる施設である場合にあつては、石綿含有一般廃棄物を処理する旨、当該施設が前条第一項第五号の二又は第六号に掲げる施設（水銀処理物に係るものに限る。）である場合にあつては、水銀処理物を処理する旨）

五・六　（略）

5　（略）

ニ　第十二条の七第十四項第四号ニ及び第六号ホ並びに第十五項第三号ホ、第四号ホ及び第五号への規定による粒子状の物質等の除去を行つた年月日

ホ　第十二条の七第十四項第四号チ及び第六号リ並びに第十五項第三号リ、第四号ト及び第五号ヌの規定による測定に関する次に掲げる事項

(1)～(4)　（略）

五～七　（略）

（産業廃棄物処理施設の設置者に係る一般廃棄物処理施設の設置についての特例の対象となる一般廃棄物）

第十二条の七の十六　法第十五条の二の五第一項の環境省令で定める一般廃棄物は、次の各号に掲げる産業廃棄物処理施設の種類に応じ、当該各号に定める一般廃棄物（当該産業廃棄物処理施設に係る法第十五条第一項の許可に係る産業廃棄物と同一の種類のものに限る。）とする。

一～五　（略）

（新設）

六　令第七条第十四号ハに掲げる産業廃棄物の最終処分場　燃え殻、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動物若しくは植物に係る固形状の不要物、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず、陶磁器くず、コンクリートの破片その他これに類する不要物、動物のふん尿、動物の死体若しくはばいじん又はこれらの一般廃棄物を処分するために処理したものであつてこれらの一般廃棄物に該当しないもの（特別管理一般廃棄物であるものを除く。）

2　（略）

（産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物に係る届出）

第十二条の七の十七　法第十五条の二の五第一項の環境省令で定める事項は、次のとおりとする。

一～三　（略）

四　産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類（当該施設が前条第四号の二に掲げる施設である場合にあつては、石綿含有産業廃棄物を処理する旨）

五～七　（略）

八　産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類ごとの処理量（当該施設が前条第四号の二に掲げる施設である場合にあつては、石綿含有一般廃棄物の処理量を含む。）の見込み

2・3　（略）

4　都道府県知事は、法第十五条の二の五第一項の規定による届出を受理したときは、次に掲げる事項を記載した受理書を当該届出をした者に交付するものとする。

一～三　（略）

四　産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類（当該施設が前条第四号の二に掲げる施設である場合にあつては、石綿含有一般廃棄物を処理する旨）

五・六　（略）

5　（略）